

## 神戸市外国語大学学長選考会議規則

2023年4月1日

規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人定款第10条の2の規定に基づき、神戸市外国語大学の学長（以下「学長」という。）を選考し、及び学長が不適任とされる場合の審査、議決等を行う神戸市外国語大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の解任に関する事項
- (3) 学長の任期に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、選考会議に関する事項

(組織)

第3条 選考会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 神戸市公立大学法人経営協議会（以下「経営協議会」という。）の委員の中から、経営協議会において選出された者 3名
  - (2) 神戸市外国語大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の評議員の中から、教育研究評議会において選出された者 3名
- 2 経営協議会の委員又は教育研究評議会の評議員（以下「評議員等」という。）としての任期が終了した場合であっても、次の委員が選出されるまでの間は、評議員等の任期が終了する前に、委員であった者をもってあてることができる。
- 3 委員が学長候補者として推薦され、これを承諾したときは、第1項の規定にかかわらず、委員としての資格を失う。
- 4 委員が欠員となったときは、経営協議会又は教育研究評議会において、すみやかに補充する者を選出しなくてはならない。

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 選考会議には議長及び副議長を置く。議長及び副議長は、委員の互選により選出する。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(議事)

第6条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。

2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を選考会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(学長の選考等)

第8条 選考会議は、学長を選考したときは理事長に対して申し出るとともに、選考の結果及び経緯を学内に公表しなければならない。

2 選考会議が学長を解任することが適当であると議決したときは、理事長に対して申し出るとともに、議決の結果及び審議の経緯を学内に公表しなければならない。

(庶務)

第9条 選考会議の庶務は、大学事務局総務グループにおいて行う。

(雑則)

第10条 この規則の改廃は、議長が選考会議に諮って行う。

2 この規則に定めるもののほか、選考会議の運営、学長の選考、学長の解任及び学長の任期に関する事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 公立大学法人神戸市外国語大学学長選考会議規程(2008年4月規程第2号)は、廃止する。